

令和 7 年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 16 日 開会

令和 7 年 5 月 16 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

令和 7 年 5 月 横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5 月 16 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明	5
議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）	14
議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）	14
議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）	16
日程の追加	18
議長辞職の件	19
日程の追加	20
議長の選挙	20
日程の追加	22
副議長の選挙	23
民生文教常任委員会正副委員長変更の報告	24
日程の追加	25
議会運営委員会委員辞任の件	25
日程の追加	26
議会運営委員会委員の選任	26
閉会の宣告	26

署名議員.....27

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和 7 年 5 月 横芝光町議会臨時会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 1 6 日（金曜日）午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 3 号について（町長提案理由説明）

日程第 5 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の
制定）

日程第 6 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定）

日程第 7 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）

光中学校及び横芝中学校講堂棟空調設備設置工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 7 まで同じ

追加日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長の選挙

追加日程第 4 議会運営委員会委員辞任の件

追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任

出席議員（15 名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君

5 番	印 東 彦 治 君	6 番	小 倉 弘 業 君
7 番	森 川 貴 恵 君	8 番	秋 鹿 幹 夫 君
9 番	宮 蘭 博 香 君	1 0 番	山 崎 義 貞 君
1 2 番	鈴 木 輝 男 君	1 3 番	川 島 仁 君
1 4 番	川 島 富 士 子 君	1 5 番	鈴 木 克 征 君
1 6 番	鈴 木 唯 夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	平 山 貴 之 君
総 務 課 長	鈴 木 正 広 君	財 政 課 長	郡 司 勇 君
税 務 課 長	石 田 賢 一 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	野 村 浩 光 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（鈴木輝男君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年5月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木輝男君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木輝男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

16番 鈴木 唯 夫 議員

7番 森 川 貴 恵 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木輝男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木輝男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、執行部及び説明員である課長に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。紹介は自己紹介をお願いします。

初めに、副町長、お願いします。

○副町長（平山貴之君） 4月1日付で副町長に就任しました平山貴之です。よろしくお願いを申し上げます。

○総務課長（鈴木正広君） それでは、令和7年4月の人事異動によりまして課長職に変更がございましたので、私から自己紹介させていただきます。

総務課長の鈴木正広でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（郡司 勇君） 財政課長の郡司勇でございます。2年目になりました。よろしくお願いいたします。

○教育課長（野村浩光君） おはようございます。4月1日付で教育委員会教育課長を拝命いたしました野村浩光と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（石田賢一君） おはようございます。4月1日付で税務課に配属となりました石田賢一と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木輝男君） 以上で自己紹介を終わります。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

3月27日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年3月定例会について、小倉弘業議員。

〔6番議員 小倉弘業君登壇〕

○6番（小倉弘業君） おはようございます。

去る3月27日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案5件であります。

議案第1号は、令和7年度匝瑳市横芝光町消防組一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7,727万5,000円と定めるものであ

ります。

議案第2号は、令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるもので、当町の分担金は4億9,332万円で、分担割合は36.48%となります。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、地域手当の支給や諸手当の見直し等、給与制度について改正するため、関係条例を改正すべく提案されたものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置について、国及び千葉県に準じた措置を講じるため、所要の改正をすべく提案されたものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例中の条文の引用等について、所要の改正をすべく提案されたものであります。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

○議長（鈴木輝男君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに令和7年5月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、個人町民税の特定親族特別控除の創設及び軽自動車税種別割の区分の見直しに伴う改正のほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定基準額の引上げを行うため、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第3号 光中学校及び横芝中学校講堂棟空調設備設置工事請負契約の締結についてであります。本案は光中学校及び横芝中学校講堂棟空調設備設置工事に係る契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、提案いたしました案件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 石田賢一君登壇〕

○税務課長（石田賢一君） 改めまして、おはようございます。

議案第1号及び議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりをご用意願います。3ページをお願いいたします。

初めに、議案第1号の補足説明でございますが、町長から提案理由説明がありましたとおり、3ページは専決処分書で、令和7年4月1日付で専決処分をしたものでございます。

2枚めくっていただきまして、7ページからが改正文となります。

改正内容の説明につきましては、別冊の黄色の表紙の議案関係資料つづりで説明させていただきますので、ご用意願います。

1ページをお願いいたします。本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨として、主な改正点は4点ございます。

1点目は、個人町民税の所得控除に関する改正で、大学生年代の子等に関する特定扶養控除の要件が引き上げられ、特定親族特別控除が創設され、新たに控除の幅が広がることになります。19歳以上23歳未満の大学生年代の子等に対する特定扶養控除の対象にならない場合でも、前年の合計所得金額が123万円、給与収入に直しますと188万円以下の場合には、新たに特定親族特別控除の対象となり、所得額に応じて段階的に控除額が低減、消滅する仕組みとなります。この改正により、大学生などのアルバイト収入が増えても、親が受けられる税制上の優遇措置が維持されることになります。

2点目は、軽自動車税種別割に関する改正で、二輪の原動機付自転車の区分に新たに新基準の原動機付自転車を追加するものでございます。令和7年11月から適用される新たな排ガス規制へ対応した50ccの原動機付自転車の生産、販売の継続が困難となることを受け、最高出力を50ccの原動機付自転車と同等レベルに制御した総排気量125cc以下、かつ最高出力4.0キロワット以下の新基準の原動機付自転車を追加し、軽自動車税種別割の税率を従来と同額の2,000円とするものでございます。

3点目は、固定資産税に関する改正で、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、一定の要件に該当すると認められる場合には、申告書の提出がない場合でも特例を適用できる規定を新設するものでございます。

4点目のその他でございますが、1点目は、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設でございます。

加熱式たばこは、近年、紙巻きたばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから、国たばこ税の課税方式が見直され、地方たばこ税においても同様に見直しを行うこととされて

いることから、町たばこ税の課税標準の特例を新設するものでございます。

その他の２点目は、公示送達に関する改正であります。

地方税法施行規則の一部改正により、インターネットを用いて閲覧可能にするために改正するものでございます。

２ページをお願いします。

施行日につきましては、原則令和７年４月１日でございます。これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

続きまして、３ページからの新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表は、右側が改正案でございます。アンダーライン部分が改正となったところでございますが、今回の税条例の改正は、法律の改正に合わせ、法律の改正どおりに条例を改めるもので、これに伴い文言の整理のみを行う部分につきましては説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

初めに、３ページ上段、第18条は公示送達に関する規定で、掲示場に掲示して行う規定から、右側の改正案、不特定多数の者が閲覧することができる状態にするよう、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするための省令改正に伴う改正でございます。

この施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日で、具体的に申し上げますと、公布の日から起算して３年３か月を超えない範囲内において政令で定める日となります。

次の第18条の３は、上段の条例第18条の改正に伴う規定の整備で、施行日は条例第18条と同様の日でございます。

下段の第34条の２は所得控除に関する規定で、一番下のアンダーライン部分、左側現行の「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改め、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

現行制度は、扶養親族のうち年齢が19歳以上23歳未満、いわゆる大学生年代の子等の特定扶養控除の要件が合計所得金額48万円以下であるのに対し、改正後は58万円に引き上げられ、新たに特定親族特別控除が創設され、特定扶養控除の要件に該当しない場合でも合計所得金額が123万円以下であれば、子等の所得額に応じ控除額が段階的に低減、消失する仕組みとなっております。合計所得金額が58万円以下であれば現行制度の特定扶養控除、58万円を超え123万円以下であれば特定親族特別控除の該当になります。

施行日につきましては、令和８年１月１日でございます。

4 ページをお願いいたします。

第36条の2は町民税の申告に関する規定で、第1項は、アンダーライン部分、新たに特定親族特別控除が追加されることから、申告内容に特定親族特別控除額に関する事項を追加するものでございます。

施行日につきましては、令和8年1月1日でございます。

5 ページをお願いいたします。

上段、第9項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

なお、以降、同法の名称をマイナンバー法と省略し説明させていただきます。

次の第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、法改正に伴い、扶養親族の次に「又は特定親族」を追加するものでございます。

施行日につきましては、令和8年1月1日でございます。

6 ページをお願いいたします。

1行目、第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備をするものでございます。

施行日につきましては、令和8年1月1日でございます。

6 ページ下段から7 ページにかけまして、第63条の2は、マイナンバー法の改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

7 ページ中段の第82条は、種別割の税率に関する規定であります。先ほど制定の概要で説明した内容と重複する部分がありますが、ご了承願います。

法改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正で、令和7年4月1日から原動機付自転車の車両区分に新基準の原動機付自転車が追加されました。内容としましては、新旧対照表の右の下、改正案の片仮名のウでございますが、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ50ccの原動機付自転車と同等レベルに制御された最高出力が4.0キロワット以下のものが新たに追加され、税額は50ccの原動機付自転車と同様、年額2,000円となります。

また、8 ページ上段にかけまして、片仮名の改正は、ウが追加されたことによるずれを改正するものでございます。

次の第89条第2項は、種別割の減免に関する規定で、第2号はマイナンバー法の改正に伴

う項ずれの改正、次の第5号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定を整備するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第90条は、身体障害者等に対する種別割の減免に関する規定で、道路交通法の改正に伴い、条例を改正いたします。

第2項は、運転免許証に代えて免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード、以下、マイナ免許証と説明させていただきます。を保有することが可能となったことに伴い、減免申請時の運転免許証の提出義務に係る規定を整備するものでございます。

下段の第5号は、減免申請書を提出する際の手続にマイナ免許証が追加されること。

10ページをお願いいたします。

上段、第3項は、免許情報が記録されたマイナ免許証が提出された場合に、免許情報記録を確認するために必要な措置を受けるよう条文を新たに追加し、以下、項ずれを改正するものでございます。

次の第139条の3及び11ページにかけての第147条は、マイナンバー法の改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

11ページ中段から附則の改正部分となります。

中段の附則第10条の2第23項から第26項は、法改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

下段の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、新たに第14項を追加いたします。先ほど制定の概要で説明した内容と重複する部分がありますが、ご了承願います。

11ページ下段から12ページ上段にかけまして、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ減額措置の要件に該当すると認められるときは減額措置を適用することができる規定を新たに加え、以下項ずれを改正するものでございます。

次に、12ページ左側、現行の附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例、14ページをお願いいたします。上段、附則第10条の5は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例ですが、特例措置期間が終了し、法律の規定において削除されたことから、条例の規定を削除するものでございます。

16ページをお願いいたします。

上段、附則第10条の4は、法改正に伴い条ずれを改正するものでございます。

17ページをお願いいたします。

中段、第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定で、第16条の2の次に1条を追加いたします。たばこ税は、紙巻きたばこの本数に換算して課税されますが、加熱式たばこは紙巻きたばこに比べ税負担が少ないため、現行の重量と価格による紙巻きたばこへの本数換算方式から、重量のみで換算する方式へ見直しされます。当分の措置として、課税方式の見直し規定を新たに追加いたします。

第1号は、紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこで、重量の0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算されます。ただし、1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合は、加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算されます。

18ページをお願いいたします。

第2号は、上記第1号以外の加熱式たばこで、重量の0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算されます。ただし、品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合は、品目ごとの1個をもって紙巻きたばこ20本に換算されます。

第2項は、加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における計算方法の規定でございます。

第3項は、上記第2項で計算した場合の端数切捨ての規定、第4項は、第1項第2号ただし書について、加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものは適用しないという除外規定でございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、条例改正の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりをお願いいたします。12ページをお願いいたします。

中段以降の附則第1条の施行日につきましては、先ほどの説明で都度申し上げさせていただきました。

次のページの附則第2条以降は、経過措置となります。こちらの説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

議案第1号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

引き続き、ピンク色の表紙の議案つづり19ページをお願いいたします。

議案第 1 号と同様に、令和 7 年 4 月 1 日付で専決処分をしたものでございます。

改正内容につきましては関係資料でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづりをご用意いたします。

19ページをお願いいたします。

本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨として、改正点は 2 点でございます。

1 点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正でございます。

高齢化等の影響により医療費の増加に対応するため、国民健康保険税賦課限度額の見直しを国が行ったことから、これに合わせて条例の改正を行うものでございます。

賦課限度額変更の内容は、基礎課税額分が 65 万円から 66 万円へ、後期高齢者支援金等課税額分が 24 万円から 26 万円へ引上げとなります。

2 点目は、国民健康保険税の軽減対象となる所得基準の改正で、その判定に用いる金額を引き上げ、軽減対象を拡大するものでございます。

5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者数に乘じる金額が 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円へ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者数に乘じる金額が 54 万 5,000 円から 56 万円へ引上げとなります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

先ほど制定の概要で説明した内容と重複する部分がございますが、ご了承願います。

21ページをお願いいたします。

初めに、第 2 条第 2 項の改正は、基礎課税額の賦課限度額を現行の 65 万円から 66 万円へ、次の第 3 項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を、現行の 24 万円から 26 万円へ改めるものでございます。

次の第 21 条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第 1 項中、基礎課税額の賦課限度額を 65 万円から 66 万円へ、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を 24 万円から 26 万円へ改めるもので、上段に記載されている第 2 条と同様の改正となっております。

22ページをお願いいたします。

第 2 号及び第 3 号は、減額対象となる所得の基準を定めたものでございます。

第 2 号は 5 割軽減に関する規定で、アンダーライン部分でございますが、左側の現行の計算式では、43 万円に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額に 1 人につき 29 万 5,000 円を加算した金額以内となっておりますが、右側の改正案は、

1人につき30万5,000円を加算した金額以内に引上げとなります。

下段の第3号は2割軽減に関する規定で、計算式は5割軽減と同様でございます。1人につき加算する金額をアンダーライン部分の54万5,000円から56万円に引上げとなります。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりをお願いいたします。23ページをお願いいたします。

本条例の改正文となります。中段、附則第1項は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の附則第2項は適用区分で、改正後の規定は令和7年度以後の年度分から適用し、令和6年度分までは従前の例によるものでございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 石田賢一君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 議案第3号について、教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） それでは、議案第3号 光中学校及び横芝中学校講堂棟空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙、議案つづり25ページをお願いいたします。

契約の目的は、光中学校及び横芝中学校講堂棟空調設備設置工事、契約の方法は一般競争入札で、入札参加資格に一定の要件を付した制限付一般競争入札を、去る3月27日、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で電子入札により執行し、1者からの応札がございました。この結果、株式会社ヤマト千葉支店が税抜きの予定価格2億7,910万円に対しまして、入札金額2億7,400万円で落札候補者となり、4月4日開催の横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会におきまして資格審査を行い落札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた3億140万円を契約金額とし、契約の相手方を千葉県千葉市中央区末広四丁目8番4号、株式会社ヤマト千葉支店支店長、中村孝彦として、請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の要旨でございますが、空調機マルチエアコン設置工事で、光中学校は講堂、柔剣道場へ室内機合計20台、室外機合計3台を、横芝中学校は講堂、多目的室、武道場へ室内機合計27台、室外機合計5台を設置するものでございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木輝男君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ちょっと教えていただきたいと思います。賦課限度額の改正になりますが、限度額を引き上げてくれることはいいことだとは思いますが、

その中で、この対象世帯ですか、引上げによって、この恩恵を受ける世帯というのはどれ

くらいの数になるのか。５割軽減と、それから２割軽減の受ける世帯数、おおむね、所得が分からないと分からないということかもしれませんが、前年度で結構ですので、どれくらいになるのか教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 税務課長。

○税務課長（石田賢一君） ただいま賦課限度額に関する世帯数、５割軽減、２割軽減に関する世帯数等のご質問に対するお答えをいたします。

賦課限度額を上げたことによる影響ですが、令和７年４月現在でございますが、影響するのは８世帯、金額にして約１２３万円の増額をすると見込んでおります。

また、新たに５割軽減に該当する世帯は９世帯、国保税の金額にして約３９万円の減額、２割軽減に該当する世帯は１６世帯、国保税の金額としまして約２７万円の減額、したがって、全体としまして賦課限度額を上げることによって１２３万円税額が増えて、５割軽減と２割軽減をすることを拡大したことによって減額される額をマイナスしますと、トータルで５７万円の税額の増と想定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） 今の中では、議案関係資料でちょっと見たんですが、この中で賦課限度額の改正を基礎控除額の現行６５万から１万円引き上げて６６万とするということで、この基礎控除額の引上げということは、要するに基礎控除が上がるということなので、加入世帯にとってみれば負担増ということになるかと思います。そのような認識でよろしいのかなのか。

それで、その下の（２）に関しては、軽減税率の対象になる所得基準の改正ということで、これに関しては５割軽減、それから２割軽減というふうになっています。なので、これに関しては当然軽減を受ける７割軽減はないわけですが、５割と２割の世帯に関しては軽減の対象が増えるというようなことだと思います。当然、５割の場合には２９万５,０００円から３０万５,０００円ということになってくると、恩恵を受ける世帯が多少なりとも増えるのかなというふうには思っているんですね。同じように２割軽減も５４万５,０００円から１万５,０００円足して５６万になるということは、その５６万の人も２割軽減の対象になるというようなことなので、当然恩恵を受ける世帯は増えるというふうに思うんですね。

そういう意味で、課長が言った３９世帯、５割軽減の９世帯３９万円と２割軽減の１６世帯２７万円が軽減になるということだと思いますね。それで、その６５万から６６万ということは、逆に

65万の税額から65万に上がるということになるのは、これは負担の軽減にはならないんですか、このところは。負担増になるんですかね。そのところ、確認で教えていただきたいんですが。

○議長（鈴木輝男君） 税務課長。

○税務課長（石田賢一君） ただいまの質問にお答えします。

65万円から66万円に限度額が上がったことによりまして、税額が123万円増えるということになります。当然、上がったことによって、入ってくる国保税も123万円増となります。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木輝男君） 日程第7、議案第3号 光中学校及び横芝中学校講堂棟空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 質疑というよりも教えていただきたいんです。制限付一般競争入札でやって、説明の中で電子入札で1件しかなかったというようなことであるんですけれども、私の聞き違いかどうかというのを一つ確認したいんです。

それと、あと制限付一般競争入札で実施したというのはいいと思うんですけれども、そうすると、対象になるのは何者ぐらいあったのかというのは、分かれば教えていただければあ

りがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） ただいまの制限付一般競争入札で1件だったのかというご質問でございました。

3月27日に開札を行いまして、応札のあった業者は1者でございました。落札率は98.2%で、その1者が候補者となり資格確認を行い、契約候補者となっております。

それと、対象業者数についてでございますが、今回、制限付一般競争入札ということで資格要件を設定してございます。主なものを申し上げますと、公告日現在、令和6年、7年度横芝光町競争入札参加者名簿に管工事で登載され、かつ建設業法に基づく一般建設業または特定建設業の許可を有し、3年以上の営業実績がある者等となっております。また過去5年以内に国または地方公共団体が発注し、完成引渡しの済んだ契約額が1億5,000万円以上、かつ延べ床面積が4,000平米以上の建築工事に係る空調設備工事を元請施工した実績があること。また、千葉県内に本店または入札契約等の権限を委任された支店を有する者で、管工事に係る横芝光町の総合評点値が1,300点以上の者としておりまして、千葉県内の実績のある業者30者が要件を満たしているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木輝男君） ほかにありませんか。

鈴木克征議員。

○15番（鈴木克征君） すみません、私も質疑じゃなくて、ちょっとお聞きしたいんですけども、これの契約工期というのはいつからいつまででしょうか。

○議長（鈴木輝男君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 契約工期に関しましては、契約日の翌日から令和7年9月26日までとしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木輝男君） よろしいでしょうか。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 私、1点、これに関しての断熱工事というのは入っているのかどうか教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 断熱工事については入ってございません。あくまでも空調の室内

機、室外機、あとは空調機の置場の工事となります。

以上でございます。

○議長（鈴木輝男君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、せっくなので教えてください。室外機の種類というか、ハイブリッド式とか、分かれば教えてください。

○議長（鈴木輝男君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 室外機につきましては、タイプはマルチエアコン式で1台の室外機で複数の室内機で空調が稼働できるシステムとなっておりますので、通常の実用エアコンとはまた様相が違うかと存じます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木輝男君） よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木輝男君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木輝男君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

なお、町長、副町長、教育長、総務課長には引き続き出席いただきますが、他の説明員にあつてはここで退席願います。

（午前10時57分）

○議長（鈴木輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

◎日程の追加

○議長（鈴木輝男君） ただいま、私は議長辞職願を副議長に提出しました。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木輝男君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、この件は私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、小倉弘業議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長 鈴木輝男君退場〕

◎議長辞職の件

○副議長（小倉弘業君） 議長に代わり、議長の職務を行います。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（古作健二君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年5月16日。横芝光町議会副議長、小倉弘業様。横芝光町議会議長、鈴木輝男。

以上でございます。

○副議長（小倉弘業君） お諮りします。

願いのとおり、議長の辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

鈴木輝男議員の入場を許します。

〔12番議員 鈴木輝男君入場〕

○副議長（小倉弘業君） 鈴木輝男議員に申し上げます。

願いのあった議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで鈴木輝男議員よりご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔12番議員 鈴木輝男君登壇〕

○12番（鈴木輝男君） 昨年より前議長、鈴木和彦さんがお亡くなりになりまして、他界されまして、私がその後8か月にわたりまして、皆様に推挙されまして、お世話になりまして、やっと今日まで至ることになりました。

その間いろいろあったわけですが、昨年は非常に姉妹都市、それから近隣市町村で20周年記念とか、そういう催物がたくさん行われまして、私が一番印象に残っているのが、姉妹都市の光市へお招きされたことでございます。町長をはじめ、企画空港課長、それから事務局長と4人でお伺いさせていただきまして、非常に印象に残っております件は、やはり最後のフィナーレですか、催物ですね。それが非常に、光市といいますと、やっぱり光と影ですか、非常に暗いところで夜光塗料みたいな感じで、本当にすごい緑と赤の色の具合が配合されたダンス系のものでありましたけれども、非常に印象に残っております。

それから、来年は我が町でも20周年記念を行われるわけですが、今からそれが楽しみです。

8か月にわたりまして、いろいろ皆さんに大変お世話になりましたこと、厚く御礼申し上げます。また、ここにいらっしゃる皆さんのご健勝、ご多幸をお祈りさせていただきまして、甚だ簡単ではございますが御礼の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔12番議員 鈴木輝男君降壇〕

◎日程の追加

○副議長（小倉弘業君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（小倉弘業君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（小倉弘業君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、森大地議員、2番、内田美穂議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（小倉弘業君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（小倉弘業君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（小倉弘業君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（小倉弘業君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（小倉弘業君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（小倉弘業君） 立会人の方はご苦勞さまでした。自席へお戻り願います。

選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

有効投票のうち 川島富士子議員 2票

山崎 義貞議員 1 票

小倉 弘業議員 1 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、小倉弘業が横芝光町議会議長に当選しました。

ただいま議長に当選した小倉弘業が議場におります。会議規則第33条第2項の規定により、
当選の告知をします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小倉弘業君） 議長就任の挨拶をさせていただきます。

〔議長 小倉弘業君登壇〕

○議長（小倉弘業君） ただいまの選挙により議長に就任させていただくこととなりました。

これからも皆様の意見を聞きながら、議会、また町発展のために尽力してまいりたいと思っ
ておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔議長 小倉弘業君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 引き続き議長の職務を行います。

ここで暫時休憩します。

（午前11時26分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時28分）

◎日程の追加

○議長（小倉弘業君） ただいま副議長であった私が議長に就任したことにより、副議長が欠
員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（小倉弘業君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（小倉弘業君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、霞浩子議員、4番、市原成一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（小倉弘業君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（小倉弘業君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（小倉弘業君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（小倉弘業君） 立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

選挙の結果を報告します。

投票総数 1 5 票

有効投票 1 5 票

有効投票のうち 秋鹿 幹夫議員 1 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、秋鹿幹夫議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された秋鹿幹夫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員、副議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔副議長 秋鹿幹夫君登壇〕

○副議長（秋鹿幹夫君） ただいまの副議長の選挙にて副議長に選出させていただきました秋鹿幹夫でございます。小倉議長をしっかりとお支えいたしまして、議会をさらにさらに前に進めてまいりたいと考えておりますけれども、何分、未経験でございますので、皆様方のお力添えを引き続きいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔副議長 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（小倉弘業君） ここで休憩します。

再開は午前11時50分とします。

（午前11時41分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時53分）

◎民生文教常任委員会正副委員長変更の報告

○議長（小倉弘業君） このたびの正副議長の改選に伴い、休憩中に民生文教常任委員会が開

かれ、正副委員長に変更がありましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（古作健二君） それでは、ご報告いたします。

民生文教常任委員会、委員長に川島仁委員、副委員長に鈴木輝男委員でございます。

○議長（小倉弘業君） 民生文教常任委員会の正副委員長については、事務局の報告のとおりであります。

ここで暫時休憩します。

（午前 11 時 54 分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 58 分）

◎日程の追加

○議長（小倉弘業君） 休憩中に秋鹿幹夫議員から、議会運営委員会委員辞任願が提出されました。

この際、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会委員辞任の件

○議長（小倉弘業君） 追加日程第 4、議会運営委員会委員辞任の件を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、秋鹿幹夫議員の退場を求めます。

〔8 番議員 秋鹿幹夫君退場〕

○議長（小倉弘業君） お諮りします。

願いのとおり、秋鹿幹夫議員の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、秋鹿幹夫議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。

秋鹿幹夫議員の入場を許します。

〔 8 番議員 秋鹿幹夫君入場〕

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員に申し上げます。

願いのあった議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

◎日程の追加

○議長（小倉弘業君） ただいま議会運営委員会委員 1 名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（小倉弘業君） 追加日程第 5、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に鈴木輝男議員を指名します。

ただいま指名した鈴木輝男議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木輝男議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小倉弘業君） 以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 7 年 5 月 横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 0 時 0 2 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 小倉 弘 業
(前副議長)

前議長 鈴木 輝 男

議員 鈴木 唯 夫

議員 森 川 貴 恵